

第13回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成21年11月25日（木）午後6時から8時まで
- 2 場 所 千葉県国際総合水泳場会議室
- 3 出席者 委員17名
（欠席委員：2名 古川委員、清野委員）
- 4 参加人数 43名

5 結果概要

（1）委員長の指名

検討委員会設置要綱第4条第2項の規定により、県が倉阪委員を委員長に指名した。

（2）あいさつ及び副委員長の指名

倉阪委員長からあいさつがあった。設置要綱第4条第4項の規定により、倉阪委員長が古川委員を副委員長に指名した。

（3）開催結果の確認委員

委員長からの指名により、蓮尾委員と根本 水産課振興室長（山本委員代理）が会議開催結果の確認を行うこととなった。

（4）議 事

議題1 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会設置要綱の一部改正について
事務局から資料1により、設置要綱の改正部分の説明があり、設置要綱の一部を改正することについて承認された。

（主な意見等）

- ・ 特になし

議題2 第12回検討委員会の開催結果概要

事務局から資料2により、第12回検討委員会の概要について説明があった。

（主な意見等）

- ・ 議事概要の記載誤り（2か所）について指摘があった。
資料2の3頁24行目「常時干出する所を作る。陸地を作るということではない。」を「常時干出する所、陸地を作るということではない。」に修正する。

資料2の4頁6行目「波の最後を受けて」を「波の作用を受けて」に修正する。

議題3 市川市塩浜2丁目護岸の市川市所有地前面における砂移動試験について
事務局から、資料3、参考資料1及び参考資料2により、砂移動試験案についての説明があり、また、試験案に対する欠席委員からの意見についても事務局から資料を配布して説明した後、検討、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・ 市川市所有地の前面には漣があって、漁業権の外ですが、刺し網等をやってハゼやワタリガニ等をやっている漁業者いるが、砂の量は少ないから、ここは漁業者としては別に問題ないと思う。
- ・ 蛍光砂を用いた調査ですが、沿岸方向の往復流みたいなものがあると表面ではなくて埋まってしまうことがある。だから、かなり大量に移動していても、埋まってしまふとはっきりしないという場合もある。護岸の検討委員会の色々な調査ではもう少し深く変動しているので、果たして1cmぐらいでいいのかなど。護岸検討委員会の調査で砂の移動の範囲がある程度出ているので、そういったものを参考にしたらいいのではないか。
- ・ 非常に限定された規模での試験の実施となると、砂移動試験自体の目的は何かというのが非常に曖昧になってくるのではないか。
- ・ 砂移動試験自体の目的ということではありますが、これは最終的には「海と陸との連続性を確保する」という三番瀬の再生計画の目的に資するような位置づけになると思う。現在、連続性が確保されているわけではなく、直立護岸の前でやらざるを得ないが、将来的には陸地における自然再生と連携するような形にできればもっていきたいと思う。その一歩として、砂を置いたとして、すぐに流れてしまうというものであるならば、そもそも事業の効果がないという形になるかと思うし、砂を置いても生物相が貧弱なままであるということであるならば、事業をやる効果がそう大きくないといった話になるかと思う。今回、かなり小規模であるが、砂がどういふふうに移るのか、そこでどういふ生物相が復活してくるのかということを確認することによって、次の検討の材料が得られるのではないかと思う。したがって、最終的にこれで方向が決まってしまうということではなく、その結果を見て次に考える。これがまさに再生計画の順応的管理という趣旨であろうと思う。(委員長)
- ・ 対照地区をひとつ採用して、ある程度規模が大きくて、しかもその海域の環境に馴染む場所での移動試験というのか、移動調査、観察を重視していただければと思

う。

- ・ 対照区はどこを考えているのか。養貝場、ふなばし海浜公園は、波の影響が大きいので、対照区にならないのではないか。
- ・ 今の対照区のことですが、海浜公園は市川航路を挟んで反対側になっていますし、けっこう距離がある。砂移動の推測値によると、そんなに極端に何百mも動くわけではない。だから、逆に言うと、移動の範囲ぎりぎりぐらいの所で比較的近い方がいいのではないか。ある程度影響があるかないかぐらいの所で、少しだけあったということが分かるぐらいの範囲の方がいいのではないか。
- ・ 対照区の場所だが、漕の沖側に同じように設置したら、岸の方でやったのと同じ答えになってしまうのか。その辺が、波の影響よりも潮の影響の方が強いのか、それはよくわからないが、捨石があって返し波が来る所でやったら、やっぱりこの試験区とは当然違ってくると思う。
- ・ どういう意味で対照区を置いているか、どこへ置いているか、あるいはどういうことを目的としているか。対象区の定義を明確にする必要がある。
- ・ 対照区については、護岸の影響を見るのに護岸を作っていない所の状況を見るとするのはよく分かるのだが、この場合は砂を置くわけで、それと何を対照させるのか、ちょっと今ひとつよく分からない。(委員長)
- ・ 対照区については、幾つか考え方があると思う。要するに、砂を入れた所の様子を評価するのに、もう一つ別な所のデータを見たいということだが、方法が違うわけで、同レベルで議論できるかどうかということがある。逆に、どこまで影響があったかということと言うならば、むしろ対照区というよりも、どこまで影響があったかということがわかるような設定の方がよい。例えば、別な対照区で違った結果が出たときに、それをどう関連づけることができるかであり、それがあまり離れたり手法が違うと、評価ができなくなる。
- ・ 同じような調査が複数地点でできれば、それで比べれば、どこが砂が溜まりやすく、どこが砂が流れやすいというのが分かるとは思いますが、今回は護岸の方でモニタリングを既にやっていて、そこに影響が出ない範囲ということで、そもそも設定地点は限られている。今回、このデータを捕えて、今後、護岸の工事がある程度進みモニタリングがある程度落ち着いた段階で、護岸の前面の方で砂つけの試験を考えてもいいよという状況になったら、そこでまたやって、今回のものと比べればい

いということだと思う。だから、今回の計画で対照区というのをあまり重視しなくてもいいのではないかと思う。(委員長)

- ・ 物理的な移動ということだけではなくて、生き物がどう変わるかということをも重視されているように見受けられる。その限りでは、対照区というのは、砂を置いた所と置いていない所というのは生き物にとっては結構はっきりした違いがあるので、生き物については、対照区を置いた方がよいのではないか。それは、蛍光砂が到達できないぐらいの所であればできるだけ近い方がよいと思う。
- ・ 波浪調査そのものは護岸の検討委員会等々でデータの的には出ているので、お金のかかる調査ではない簡易調査をこの場で行い、それでなおかつ条件・必要に応じた調査をしていくというのがよいと思う。

【委員長のまとめ】

- ・ この対照区の考え方については、もう一度、この対照区の設定の目的と調査の内容を事務局の方で再整理し、再生会議の前に各委員の方に個別に打診する形とし、今日の時点では、原案の修正があるということで進める。実際に、対照区をこの海域の別の所で行うということであるならば、特に漁業者との調整について十分に留意をする。

議題4 平成22年度実施計画(案)について

事務局から、資料4により、22年度実施計画(案)についての説明があり、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・ 「第7節 海や浜辺の利用 1 ルールづくりの取組」について、市川市行徳漁協は、密漁防止の大きな看板を漁港やその周辺に設置してある。そういうのがないと、いくら「だめ」と言っても、言うこと聞かない。もし設置していないのであれば、浦安市が計画している環境学習施設周辺にも設置する。チラシや何かを配るよりも、そっちの方が大事なことと思う。
- ・ この議題で話すべきか分からないが、干潟的環境を取り戻すにあたって江戸川放水路との関係をしっかりと検討していくということがどこかに書かれているのか。この再生実現化委員会での個別の案件はこれでよいかと思うが、やはり大きな流れとして、折角、行徳堰の改築という話があるので、それも踏まえて大きな議論をしっかりとしていくことが必要かと思う。国の管理ではあるが、当然、県からも積極的に意見を言えるはずだし、今まさに世の中の流れるにはそういう時代にあるのかなと思うので、ぜ

ひ前向きに取り組んでもらいたい。

- ・ 現在の改修計画に盛り込まれるかどうかは分からないが、漁業組合としては、行徳橋の水門を含めて改修という話が前々からあり、その際は魚道を作って欲しいとの要望は国土交通省に伝えてある。

【委員長のまとめ】

- ・ この実現化検討委員会に関係する部分で、特に、修正する必要はなしとする。

(5) 報告事項

護岸バリエーションについての検討状況について、護岸検討委員会事務局である県土整備部河川整備課から説明が行われ、質疑応答が行われた。

(主な意見等)

- ・ あまり大きなワンド的なものは護岸の安全上の観点から作らないということで、海底の微地形を見ていくと、若干海底にもうねりがあるかと思う。その中で海底の地盤の高いような所でそういうワンド的なものがあれば、もしかしたら砂が付きやすいのかなとも思う。そのあたり、微地形のうねりを考えながら、ある程度砂が付きやすい所に、小さいながらも護岸の方の変化があれば、今後こちらの検討で何らか検討していくこともあると思うので、実際の設計にあたって検討していただきたい。(委員長)

(6) その他

次回の検討会の開催を年度末に開催することとし、開催日程や議題等詳細は、今後、調整することとした。